

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和7年9月22日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時50分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	加藤 公健委員、杉浦 正紀推進委員、水越 謙二推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、池田主事、大橋主事、新山主事補、青山
議事録署名者	3 神谷 力 委員 11 菱田 政量 委員

## 会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 3 番 神谷 力委員 11 番 菱田 政量委員

また、欠席者は 13 番 加藤 公健委員 5 番 杉浦 正紀推進委員

25 番 水越 謙二推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第 1 第 38 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 38 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 26 番と 27 番の 2 件です。申請内容は、農地の所有権移転が 1 件、使用貸借権を設定するものが 1 件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するため 2 件です。

譲渡人の理由は、農地を管理することが困難なためが 1 件、相手方の要望によるためが 1 件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第 2 第 39 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

日程第 2 第 39 号議案、農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号 64 番から 78 番までの 15 件です。転用施設別に見

ますと、一般個人住宅が7件、駐車場が3件、資材置場が1件、駐車場及び資材置場が1件、工場が1件、物流倉庫が1件、粘土採掘場が1件です。

このうち、受付番号67番につきまして、別冊の資料でご説明します。【日程第2第39号議案】と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である株式会社●●が渡人6名の所有する田を転用し、物流倉庫を設置するものです。受人は、●●町に本社を置き、貨物自動車運送業や倉庫業を営んでおり、愛知県内に9か所、県外に6か所の事業拠点を構えていますが、取引先からの受注数が増え続けていることに伴い既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。

続いて3ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。赤枠で囲われた黄色の土地が、申請地です。

次に、4ページが土地利用計画となっております。排水計画について、雨水は地下貯留槽に溜め、流量を調節しながら敷地東側の既設道路側溝に流します。汚水は浄化槽で処理したのちに雨水同様、地下貯留槽に溜め、流量を調節しながら敷地東側の既設道路側溝に流します。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む5条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

説明案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、5ページの受付番号68番の駐車場、6ページの受付番号74番粘土採掘場としての一時転用、最後に7ページの受付番号78番の駐車場となりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、9月16日に太田千尋委員と犬塚伊佐夫委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第40号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第3第40号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号15番から18番の4件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第41号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第5 第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

なお、この議案には、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

はじめに、日程第4 第41号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が、2,341㎡、期間満了による更新・再貸付

の面積が、49,205.61㎡、合計51,546.61㎡です。

2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に日程第5 第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が、2,167㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が、127,278㎡、合計129,455㎡です。

2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご承認いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る促進計画は、第41号議案書の3ページ目の表の上から4人目の行におよび第42号議案書の3ページ目の表の上から4人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に係る事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席していただきます。それでは、杉本哲也委員に係る促進計画は、第42号議案書の3ページ目の表の上から8人目の行に記載されております。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

意義なしということですので、この部分の促進計画は議案通り決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する農事組合法人高棚営農組合に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは両委員に関する促進計画は、第41号議案書の3ページ目の表の上から7人目の行及び第42号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関する事項を審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは都築英治委員に関する促進計画案は、第42号議案書の3ページ目の表の下から9人目の行に記載されております。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください

続きまして、杉浦和彦委員に関する事項を審議いたします。杉浦和彦議員は退席していただきます。それでは、杉浦和彦委員に関する促進計画は、第42号議案書の3ページ目の表の下から8人目の行に記載されております。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関する事項を審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長であります。職務代理者の14番、太田良子委員に議長は交代し、私は退席いたします。では、太田委員よろしくお願いたします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関する促進計画は、第42号議案書の3ページ目の表の下から4人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室の上、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に関する事項を審議いたします。岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関する促進計画は、第41号議案書の3ページ目の表の下から3人目の行及び第42号議案書の4ページ目の表の上から1人目の行に記載されております。

ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

第41号議案および第42号議案促進計画は全て議案通り決定させていただきます。

□ 日程第6 報告第9号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6第9号議案、専決処分についてご説明申し上げます。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号11番から13番の3件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、宅地用地が2件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号36番から44番の9件です。転用行為別にみますと、公園の設置が1件、共同住宅の建築が1件、住宅用地が2件、分譲用宅地用地が2件、住宅の建築が3件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号147番から155番の9件です。解約事由別にみますと農地中間管理機構に貸し付けるための2件、転用するための3件、収用のための4件です。

最後に10ページ、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1番の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場の農地復旧及び採掘場への追加です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

## 1 農用地利用計画変更申出について

右肩に四角囲いの協議依頼事項とある、農用地利用計画変更についてという資料をご覧ください。1ページ目は令和7年8月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が10件17,005.53㎡、農用地から農業用施設用地への用途変更が1件274㎡、合計17,279.53㎡でした。

まず、除外について目的別に見ますと、分家住宅などの住宅等が5件、駐車場資材置き場が3件、道路等の公共用地が1件、その他として物流倉庫が1件の申し出となっています。

それぞれ詳細につきましては、次の2ページのとおりで、3ページ目は10番

の道路等に係る対象農地の一覧となっております。

なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については、同じく協議・依頼事項と記載した資料を配布しておりますので位置をご確認ください。

次に、用途変更の詳細につきましては、4ページのとおりで、目的は農業用倉庫の建築のための申出が1件となっております。

なお、除外・用途変更に係る現地調査につきましては、9月16日に犬塚伊佐夫委員と太田千尋委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただけましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

まずは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変厳しい暑さの中、現地調査を行っていただきまして、ありがとうございます。

では、本日別にお配りしてございます資料のうち、右肩に「資料1」とある「不耕作地・違反転用農地の指導について」という見出しの付いた資料の1ページをご覧ください。

始めに、「(1) 指導対象農地の決定について」ご説明いたします。

皆様がタブレット端末に入力された現地確認の結果を基に、事務局職員としても改めて担当する地区の現地確認をさせていただきました。

その結果、所有者に指導をすべき農地としたものを6ページ以降のリストに記載してあります。このうち、行に色塗りをしたものは昨年9月の本会での結果報告においてリストに挙がっていなかったもの、つまり、今年度新たに発生したものでございます。

一方、色塗りのないものは昨年度から継続して指導対象としている農地でございますが、こちらには、昨年度の指導でいったん解消されたものの、今回再び指導対象となったものも含まれております。

不耕作の指導対象農地は、6ページから17ページに記載してございますが、ここでは12ページをご覧ください。こちらに不耕作地の数字をまとめました。まず、不耕作地としての指導対象農地は173筆で124,499㎡、そのうち

新たに発生したものは71筆の50,019㎡でございます。

また、違反転用の指導対象農地は、13ページから17ページに記載してございますが、ここでは17ページをご覧ください。こちらに違反転用の数字をまとめました。違反転用農地は122筆、83,669㎡で、そのうち新たに確認されたものは20筆、7,271㎡でございます。

これらの結果を受けての今後のスケジュールですが、本日指導対象農地が決定されますと、不耕作地の所有者には、2ページをご覧ください。こちらにございますように、10月上旬に、農業委員会会長名で文書を送付いたします。こちらの文書には地区担当の推進委員、農業委員の氏名と連絡先を記載するとともに、問い合わせ先を農業委員会事務局といたします。また、この文書と併せて3ページの「利用意向確認書」を送付し、事務局あてに提出してもらうこととしまして、所有者が貸付けを希望しているのか、あるいは自ら耕作する意思があるのかといったことをいち早く確認できるようにしております。

また、違反転用農地の所有者には、同じく農業委員会会長名にて4ページの文書を送付してまいります。こちらの文書につきましては、問い合わせ先を農業委員会事務局とさせていただきます。違反転用農地の解消についても、指導の効果をより高めるために、下線部のように各種の許認可を受ける際に支障が生じる可能性があることを告知するようにしております。

続いて1ページにお戻りください。(2)のスケジュールの4段目のところですが、改善の期限につきましては、10月31日としております。

そして、11月上旬には、推進委員及び農業委員の皆様には再び現地確認をしていただきますが、その際に改善が見られなければ、電話あるいは直接所有者に会っていただく方法により、解消に向けた指導をお願いすることになります。したがって、10月の間の1か月はひとまず、指導対象者の是正行為を待つ期間、様子見の期間となりますので、11月以降に再び行っていただく現地調査や指導の方法等につきましては、来月、10月の農業委員会において、必要書類をお配りしながら詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

ただし、不耕作地の指導文書には地区担当の推進委員、農業委員の氏名が記載してありますので、10月のあいだにも、指導文書を受け取った方から皆様に何らかの相談があることも当然に考えられます。したがって、まず、担当地区に指導対象の農地がある委員の方におかれましては、本日はこの資料1を、個人情報が含まれてはおりますが、必ずお持ち帰りください。そして、そうした相談があった場合への対応方法については、農地パトロールマニュアルを要約した内容を5ページに記載していますので参考にしてください。除外や転用の可否の相談のように判断が難しいことや個別の相談につきましては、遠慮なく事務局へご相談ください。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川和明推進委員

今説明があった不耕作地のところですが、何年も放置したままで全く改善をしようとする意識のない人が若干いるのかなと思います。5年10年経つと大木が生えるような実態です。

もう1つ、違反転用のところは、既に雑種地扱いの課税がされている案件が相当あるのではないかと思います。それが良いか悪いかはわかりませんが、耕作放棄地についても非常にひどい状態のものについては雑種地課税をかけてもいいのかなという思いもありますので意見がいただきたいです。

○石原係長

不耕作地で長期間にわたって耕作ができてないところがあることは認識はさせていただいているのですが、なかなか強制力を持ったことができない中で、文書通知を引き続きやっていくしかないというのが実情ではございます。

違反転用のところに関しては雑種地課税されているということですが、そこに対して、不耕作地についても雑種地課税等ができないかというご意見だったかと思いますが、それについては市の農業委員会の方での判断ができなくて、課税の部署での判断ということになってしまいます。農業委員会として課税について直接関与が、残念ながらできないのが実情ではございます。

○石川和明推進委員

違反転用に関して、過去にも話をさせてもらっていますが、税金を取るのは農業委員会でないところがやって、転用に関する資料等もないままで勝手に雑種地課税にしているところがある。本当は連携を取らないといけないと思う。考え方としては、課税は資産税課だから勝手に変更してしまうところもある。もう少し連携した中で、整合性がある方法であればやれるのかなという気がします。

○林茂樹会長

実際に資産税課から雑種地となって税金を取られるところはあると思います。ただそれはその本人に通知があるかというのと、通知もない。本人が知っているかどうかは、実際に本人がきちんと調べないとわからない部分も多い。取られていても知らない人もいると思います。もしかしたら取られてるかもしれないというのはいいですが、農地に戻しても資産税課に農地に戻したと言わない限りは

雑種地として取られると思います。税金を雑種地から農地に戻すためには資産税課の方に申請をして、戻すようにしてもらわないと税金が安くなることはなくなる。

他になければ、本案は、事務局の説明通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

○杉浦和彦委員

このままずっと草刈をやらなかった人はもう多分死ぬまでやらない。それを注意しながらずっと言っていくのか。先ほど石川さんが言われたように、脅してはないですが雑種地扱いにすれば、何らかのアクションがあるのかそれはわかりません。今までやらなかったようなことをやらない限り変わっていかないとありますが皆さんどう思いますか。

○林会長

確かに変わることは少ないかもしれないです。

○石川和明推進委員

要はそういうことを言いたい、何か変えていかないと。

○林会長

そうなっているところを転用する場合に、簡単に転用できないようにはなっている。逆に、その問題だと思います。それを転用し易くするのもまずいですし、転用し難くしていくのは農業委員会でセーブしているところでもあると思います。雑種地だから転用したいと言われても、農業委員会で規制ができる部分になるので、そこは転用を我慢してもらうしかない。

○神谷力委員

耕作放棄地の圃場について、一度ワンクッション置くような、お手上げ農地みたいな。事情があって、耕作ができない、草も刈れない放置された圃場が自分の管内にもあり、その内情を聞くと、病気でやっていた人がやれなくなりました。後継者もやれない状態という事情を抱えた農地がある、それを営農機関なりに預けると耕作できるとかいう、お手上げ農地的なワンクッション置くようなところがあるといいかなと思います。地元環境向上委員会があって何か費用が出るかと聞いたところ、全額ではないですが、その撤去費用だとかの補助を出していただけることも可能であると聞きました。何か市の方でそのお助けみたいな補助があるといいかと思いました。

○林会長

農地として使ってくれる人がいれば中間管理機構でも預かってくれる。誰もやらずに預け先がないのはまずいという話は先回か過去の委員会の中で話が出ていたと思います。作り手がいれば綺麗にして渡すことができるのかもしれないけど、わざわざ綺麗にしたのに作り手がないのは困ります。作り手がいるのなら、環境を整えて上手くマッチングできれば良いと思います。

○石川和明推進委員

お見合い制度もあまりうまく機能してない。大きな面積でないからそういうことになる。

○杉浦和彦委員

例えばハウス跡を放置している方で、木や草が生えて、荒れているようなところを撤去するとなると、かなりの費用が要ると思う。それが補助金でやってくれるなら撤去したかもしれないですけど、多分すごい金額になると思います。それを補助してその持ち主が儲かるような、そんな事例を作るのもいけない気がしますし、ただその人は多分もう死ぬまでそのまま放置しておくと思います。多分何もやらない。そういうところが結構あると思うんですね。

○神谷力委員

相続でもらった後継者がやるかという、それがまだ確信できないというか、それは現状維持のままずっと続くことになるのでそこは費用的なものが一番問題になってくると思う。その補助なり、助成なりあれば、多少なりとも改善できる圃場もできるのではないかなとは思いますが。

市はどのように考えていますか。

○石原係長

先ほど神谷委員が言われたお手上げ状態の農地を営農さんに繋げられるような制度ということについては、会長からも仰っていただいた通りです。営農の方で受けていただけるような農地は話しがつけば営農さんにお問い合わせできるのかなと思います。安城市の中で今問題になっていて長期間改善が見られない農地というのはおそらく畑や樹園地の条件が不利なところで、担い手がないところが問題になっているのかなと思います。一応、市としては、畑や樹園地のお見合いシステムというものを作って耕作できないところを登録していただき、一方でやりたい方がいらっしゃれば繋がられるような仕組みを制度としては設けていま

す。今言われたようにうまく活用がされていないというところもあるかと思いますが、制度の改善や周知徹底かできるところは修正を加えながらやっていくしかないのかなと思っています。

もう一つ、補助金等の支援を行うということについてですが、これも先ほどご意見いただきました通りで、一方でご本人さんがお金をかけて解体していただいているハウスがある中で、自分でハウスを解体しない人に対してだけ補助するというのは難しいので、何かしら補助制度が作ればいいのですが、引き続き検討していきながら、何かうまく支援することで改善できるような支援策があれば検討していきたいと思いますが、今の段階で何かあるということではないです。

あともう一つ、脅しじゃないですけども、ご自身が耕作放棄を続けていることによるデメリットというか、周りへの影響、ご本人さん自身にとってのデメリットについても、例えば是正指導の文書の中でもどういったことに影響がありますよっていうのも、もう少しご認識していただけるようなところを、これはどこまで効果があるかっていうところではありますけれども、指導の内容について検討させていただきたいなと思います。いずれもこれといった解決策が今すぐ思いつくものではないですが、引き続きご意見を伺いながら検討させていただきたいと思います。

#### ○畔柳真推進委員

基本的な解決策は難しいと思いますけど、例えば地主に送る指導にリミットを付けて、年々迫ってくると赤に近づいてくるような注意カラーにする。3年目のリミットを持たせておく。この話は多分、毎年出るところに限ってのお話ですよ。なのでそういう方に対しては、温情なんていない。正直、仕事量が増えるだけです。例えばこういう地主あての資料を年1回で送るチャンスがあるなら、そこでもう少し危機感を出す。3年間の猶予が適切かどうかはわからないですが、ある程度の猶予期間みたいなものを持たせて、1年目は青色の紙で3分の1、次の年になると3分の2で黄色にするとか、そんな少しのアイディアみたいな方法で、地主に何だこの数字はと思わせる、何か聞かれた場合には例えば農業委員から3年のうち3年とも、あなたは指導されてたので、そういう形をとらせていただきますと、新しいステップがないと、委員は納得しないですよ。変えようと思うからみんな発言してます。なので市としても、せつかく農業委員会に毎年、毎月このように会議で集まっているので、そこで地元の声として持ち上げていくことをしないと引き継ぎもうまくいかないですよ。より経験の多い2期目の方とかの意見というのは尊重して、前に進む方向で、ワンステップでも徐々に良い方向に持っていけるように努力する。そんな形はいかがですか。

○石原係長

はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいた通りですね。毎年同じ文書をお送りさせていただいてるので、所有者ご本人にとってもまた同じものが来たなぐらいの感覚で受け取られているという可能性もありますので、所有者にとって危機感を抱いていただけるような工夫を考えさせていただきたいと思います。同じことをやっていたら同じ状態になってしまうと思いますので考えさせていただきます。ありがとうございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### 3 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料2をご覧ください。

今回、この「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を協議事項とさせていただきました。事務局としましても、第25期の農業委員会として、安城市長に対し、意見書を提出することについて提案をさせていただきます。

内容についてご説明します。まず、「1 はじめに」をご覧ください。この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、具体的な意見を市長などの関係行政機関に提出するものとされております。

ここでいう農地等利用最適化推進といえますのは、農業委員会の事務とされる①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進活動のことをいいます。

続いて、「2 第24期農業委員会の実績」ですが、前期農業委員の方々は、令和5年3月に安城市長あてに提出しております。そもそも、この意見書は、全ての農業委員会が作成しなければならないものではありません。直近3年間の西三河地域の実績でいいますと、岡崎市、みよし市、西尾市が市長に提出をしております。

そこで、「3 第25期農業委員会の方針」ですが、令和7年度中を目標に安城市長に対して提出することを提案させていただきます。

次に、意見書を提出する場合の「4 今後の意見書の作成及び提出スケジュール

ルについて（案）」ですが、（１）まずは、事務局（素案）として、前回の意見書の内容や、昨今の状況を考慮して、必要と考える事項につき、素案を提示させていただきます。本日、素案を作成しておりますので、後ほど説明いたします。

次に、（２）各委員の意見収集を行います。意見収集にあたっては、別紙「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に、事務局（素案）に追記すべき意見等をご記入いただき、１０月２２日（水）の次回定例会の日までに事務局へご提出いただきたいと思いますと考えております。

次に、２ページをご覧ください。（３）意見書の作成ですが、意見書（案）の作成を年内を目途に進めたいと考えております。意見書（案）の作成にあたっては、別に検討会議の場を設けたいと考えております。その後、最終的には定例会にて意見書の審議・決定をし、年度内に意見書の提出、回答をいただきたいと思いますと考えております。スケジュールにつきましては、意見書作成の進捗により、多少変更となる場合も想定しておりますが、少なくとも年度内には、意見書の提出をしたいと考えております。

続きまして、意見書（素案）について、記載内容を掻い摘んでご説明します。別冊の資料３をご覧ください。まず、１ページ目では、意見書提出に至った背景、経緯等を記載させていただいております。

次に、２・３ページが意見です。農業施策に関しては、多様な課題がありますが、ここでは、農地等利用最適化推進の３つの柱を元に記載しております。ここでは、項目のみ述べさせていただきます。まず「１ 遊休農地等の発生防止と解消について」では、１つ目として「農地情報の管理について」、２つ目として「市民農園等の活用について」を記載しております。次に「２ 農地利用の集積・集約化について」では、１つ目として「農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について」を、２つ目として、地域計画の推進について、３つ目として「農地の多面的機能の啓蒙について」を、４つ目として「農業基盤の保全及び整備について」を記載しております。最後に「３ 新規参入等の促進について」では、１つ目として「農業理解の促進について」を、２つ目として「関係機関との連携について」を、３つ目として「他産業との連携について」を、４つ目として「経営支援について」を記載しております。意見書の内容については、今後の審議の中でまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

参考として、前回の意見書を別冊の資料４として配布させていただいております。

意見提出を行うことについて承認をいただければ、委員の皆様からの意見収集を行いたいと考えております。

意見書の説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

連絡報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

## 1 農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地利用計画変更申出の受付停止について

資料5の3ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画は、おおむね5年ごとに計画に関する基礎調査を行い、それをもとに計画変更を行うことになっています。今年度から基礎調査を行い、来年度に計画変更を行う予定をしており、これに伴い、農用地利用計画変更、いわゆる農振除外などについて、一定期間受付を停止いたします。

除外と編入に係る申出の締切日と取扱いについては、通常年4回の受付を行っておりますが、今年度中の令和7年11月20日、令和8年2月20日は、通常どおり受付をします。来年度の令和8年5月20日、8月20日、11月20日の3回分、受付を停止いたします。

来年度の最後、令和9年2月以降は受付を再開する予定です。

用途変更に係る申出の締切日と取扱いについては、これは農業用施設用地に係る計画変更ですが、通常、随時受付を行っておりますが、今年度の令和8年2月までは受付を行い、令和8年3月から令和9年1月まで受付を停止します。令和9年2月以降は受付を再開いたします。

この内容は、既に行政書士会等に周知させていただいており、併せて、市広報誌、市公式ウェブサイト、窓口等での周知を行っております。

## 2 令和8年産米の生産数量目標面積の配分について

上記の報告事項について農務課振興係杉浦係長から次のとおり説明があった。

資料6をご覧ください。

内容といたしましては令和8年産米の生産数量目標面積の配分についてでございますが、例年8月下旬に県の協議会から市の協議会に次年度の生産数量目標の目安の配布の通知が来ます。それを受けまして9月中旬に市の協議会で集落別の生産数量目標面積について生産数量目標面積を決定いたしまして、9月中下旬で各改善組合に次年度産の生産数量目標面積の通知をさせていただくという流れでございました。

その後、農業委員会の定例会でもその内容をご報告させていただいたところですが、今年度に関しましては、国も予算法案が停滞して混乱するところです。県協議会からの目安の通知というものが9月下旬にずれ込む見込みであると連絡をいただきましたので、市の協議会で、その事実がわかった8月中に、生産数量目標面積の方針を決定し各改善組合長に通知をさせていただきました。

生産数量面積の内容に関しましてはその下の部分になります。令和8年産米の生産性の面積の方針につきましては昨今の米情勢、政府の方針等から令和7年産米の作付目標面積を下回るとは考えにくいというところで、令和6年から令和7年、昨年の増加率というのが5%、生産数量目標面積が増加していたということがございますので、この動向の通知をもって、令和7年から令和8年も増加させる形の方針ということで設定させていただきました。市再生協議会で議決をさせていただきました。

先日、農地利用改善組合との合同会議の中でその旨を通知させていただきまして、各地区の米作付総面積と転作面積の目安についての報告となります。

ページを開きますと、令和7年産の米の作付総面積が1946.2haで令和8年産に関しましては2041.4ということで、5%ほどの増加となっています。

連絡報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

### 3 安城ビアフェスタ

別添チラシをご覧ください。10月25日にアンフォーレの願い事広場で開催されます。安城の大麦芽を使用したビールを提供している会社も6社出店されます。キッチンカーや音楽ステージもあるとのこと。

### 4 配付物

9月10日に愛知県農業会議主催で開催された、農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会をご欠席された委員の方に、研修会の資料を配付させていただきましたので、お時間のあるときにお読みいただきたいと思っております。また、のうねん9月号をお手元に配付しました。

### 5 次回予定

10月22日(水)の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定でございます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後 3 時 5 0 分、議長は閉会を宣する。